写

青教育第３２０号
青教ス第１５２号
令和５年５月１日

各県立学校長　殿

学校教育課長
スポーツ健康課長
（公印省略）

県立学校における５類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

各校におかれては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、本年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）上の５類感染症に移行することを受け、文部科学省から下記１のとおり通知がありました。

このため、県立学校における５月８日以降の新型コロナウイルス感染症対策（部活動における対策を含む。）について、別紙のとおり変更するとともに、「県立学校版新型コロナウイルス感染症Ｑ＆Ａ」を廃止することとしました。

つきましては、本通知の内容について、下記２の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」とともに教職員、児童生徒及び保護者に周知の上、適切に対応してくださるようお願いします。

なお、対策の内容については、感染流行時には変更することがありますのであらかじめ御了承願います。

記

１　文部科学省通知文書
（１）５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（令和５年４月２８日付け５文科初第３４７号）
（２）学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年４月２８日付け５文科初第３４５号）
２　資料
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html）

【担当】
○学習指導・学校行事・生徒指導等に関すること
学校教育課　高等学校指導グループ　TEL 017-734-9883（直通）
学校教育課　特別支援教育推進室　TEL 017-734-9882（直通）
○保健管理等に関すること
スポーツ健康課　体育・健康グループ TEL 017-734-9908（直通）

別紙

県立学校における５類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策

１　平時から求められる対策

文部科学省から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対策を講じることとし、感染状況が落ち着いている平時においても、次の対策を講じた上で学校教育活動を実施すること。

（１）家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握

健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等を把握すること。

（２）適切な換気の確保

気候上可能な限り、常時換気に努めること。ＣＯ２モニターを活用した換気を行い、二酸化炭素濃度が 1,000ppm 以下の状態を維持するよう工夫すること。

（３）手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

接触感染を避けるための手洗い及び飛沫を飛ばさないための咳エチケットについて、児童生徒等に理解させること。

２　出席停止の取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は、（１）及び（２）によるものとする。

（１）医師の診断により陽性が判明した場合

①　有症状患者の場合

発症日を０日目として５日間経過し、かつ、症状軽快後２４時間経過後、６日目から登校可能。ただし、発症から１０日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。

②　無症状患者の場合

検体採取日を０日目として６日目から登校可能。ただし、検体採取日から７日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。

（２）感染が不安で休ませたいと相談のあった場合

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。

（３）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある児童生徒

無理をせず、自宅で休養するよう推奨することとするが、登校を制限する必要はない。

（４）同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合

登校を制限する必要はない。

３　臨時休業措置について

学校内で感染が拡がっている可能性が考えられる場合は、季節性インフルエンザでの対応事例を参考に、学校において臨時休業の実施を検討すること。

なお、休業については、同一学級など、感染拡大の恐れがある範囲で措置を講じることとし、休業の期間については、新型コロナウイルスの潜伏期間が２～３日で

あることから、陽性判明者の最終登校日から３日間程度とする。

４　部活動について

令和５年３月２２日付け青教育第１８７１号・青教ス第１３１１号通知は廃止とし、部活動においても、１の対策を講じた上で実施すること。

万一、同一部活動で複数の児童生徒等に陽性が判明し、部活動内で感染が拡がっている可能性が考えられる場合は、陽性判明者の最終活動日から３日間の活動の休止を検討すること。

５　スポーツ健康課への報告について

（１）児童生徒等に陽性が判明した場合

学校等欠席者・感染症情報システムに入力すること（報告様式Ａの提出は不要）。

（２）教職員に陽性が判明した場合

学校等欠席者・感染症情報システムに入力すること（報告様式Ｂの提出は不要）。

（３）クラスターが発生した場合

同一所属（クラス、部活動等）で５人以上の陽性が判明した場合には、スポーツ健康課に電話で一報を行った上で、報告様式Ｃ（クラスター用）により、次のアドレス宛てメールで報告すること。

【報告アドレス】　Spo-COVID@pref.aomori.lg.jp

（４）臨時休業措置を行う場合

スポーツ健康課に電話で一報を行った上で、学校等欠席者・感染症情報システムに入力すること。

６　保護者への情報提供について

（１）教職員に陽性が判明した場合

不要

（２）児童生徒等に陽性が判明した場合

休業措置を実施する場合は速やかに通知すること。

また、インフルエンザ等と同様に、学校の感染状況に応じて、感染者数の情報等を適宜、通知すること。

７　その他

上記の対策の内容については、感染流行時等には変更することがある。

写

５類感染症に移行する本年５月８日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

５文科初第 347 号
令和５年４月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長
殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原　章夫

５類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の５類感染症に移行することとなります。

このたび、５類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考としていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定の内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

青森県
教育委員会
05. 04. 28
収受

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

記

１．学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○　新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後においても、

・　家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
・　適切な換気の確保
・　手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○　地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

・　「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
・　児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること

２．新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

○　児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

○　そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和５年４月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること

○　学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

◇　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）

◇　学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和５年５月改定版）

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2918）

写

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和５年４月 28 日に公布され、同年５月８日から施行されることとなりましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。

５文科初第 345 号
令和５年４月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原　章夫

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和５年文部科学省令第 22 号。以下「改正省令」という。）が令和５年４月 28 日に公布され、同年５月８日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校を含む。この段落において同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定

青森県
教育委員会
05.04.28
収受

こども園に対して、厚生労働省医政局長及び同省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただくよう併せてお願いします。

記

１．改正の趣旨

令和５年４月 28 日に公布され、同年５月８日から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 74 号）によって、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されることを踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「施行規則」という。）に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について所要の改正を行うこととすること

２．改正の概要

（１）新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第 18 条第１項第２号関係）

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第６条第７項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第 18 条第２項の規定により、第一種の感染症とみなすとしているところ、感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）を加えたこと

（２）新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第 19 条第２号関係）

現在、施行規則上、新型コロナウイルス感染症を第一種の感染症とみなしていることから、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと

（３）施行期日（附則関係）

改正省令は、令和５年５月８日から施行することとしたこと

３．学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とすること

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 施行規則第 19 条第２号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- 令和５年５月８日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

【参考】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和５年５月８日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和５年４月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

〇事務連絡　本文

https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf

〇事務連絡　別紙

https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf

４．その他の留意事項

（１）新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

（２）濃厚接触者の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

- 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

（３）感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

なお、幼稚園等については、指導要録に「出席停止・忌引等の日数」の欄がないことから、これらの場合において、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼稚園等に出席しなかった日数を記載することも可能であること

（４）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2918）

別添

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣　永岡　桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（感染症の種類） 第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三　［略］ ２　［略］ （出席停止の期間の基準） 第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一　［略］ 二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ～ト　［略］ チ　新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過	（感染症の種類） 第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三　［同上］ ２　［同上］ （出席停止の期間の基準） 第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ～ト　［同上］ ［チを加える。］

するまで。 三～六　［略］	三～六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。